

倉敷市都市計画提案制度[地区計画等決定・変更]の手続きフロー図

【倉敷市】

【提案者】

要領：倉敷市都市計画提案制度の手続に関する要領
 条例：倉敷市地区計画等の案の作成手続に関する条例
 法：都市計画法

要領第4条

事前相談(様式8)

都市計画の提案
(様式1~様式7)

要領第6条「計画提案」の受理

提案された都市計画(第2条), 提案の要件(第3条), 提出書類等(第5条)の審査

要件具備

要領第6条第1項

提案の受理

要件不備

補正要請

3ヶ月以内に
補正をしないとき

要領第6条第3項

提案の不受理

(再提出)

補正通知
(様式11)

不受理通知
(様式12)

提案を取り下げることができる期間 (第6条第5項 様式9)

要領第7条

提案の審査
(審査協議会：事務局 都市計画課)

県・関係機関
協議

(依頼)

要領第7条第2項

関係課
(事前審査報告書)

提案の採用

提案の不採用

要領第11条第1項

審議会開催通知
(様式16)

要領第11条第2項

意見陳述申出書
(様式10)

要領第10条第2項

不採用通知
(様式14)

要領第10条第1項

都市計画審議会

判断が**適当で**
ないとするとき

判断が**適当**と認めるとき

要領第9条第1項「行政素案」

原案の作成

要領第9条第4項

素案の通知
(様式13)

県との事前協議

法第16条第2項

利害関係者等
→意見の提出ができる

(条例 第2条)

公告 条例縦覧

(必要に応じて)
県との事前協議

案の作成

法第17条第2項

住民及び利害関係者等
→意見の提出ができる

法第17条

公告 案 縦覧

要領第11条第1項

審議会開催通知
(様式15)

要領第9条第5項

都市計画審議会
(場合により, 計画提案も提出)

要領第11条第2項

意見陳述申出書
(様式10)

法第19条第3項

県協議
(同意不要)

法第20条

決定・告示